

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の着工届及び設置届並びに消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、第6-1表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、同表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第6-2表に掲げる工事（以下「軽微な工事」という。）に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。

なお、軽微な工事と第6-1表、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着工届を要するものである。

※ 任意で設置される消防用設備等については、軽微な工事に係わらず着工届の提出義務はない。ただし、消防機関が事前に消防用設備等について把握し適切な行政指導を行うために必要と認められる場合には提出を指導すること。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（平面図、配管及び配線の系統図）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は第6-1表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、同表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第6-2表及び第6-3表に掲げる工事（以下「軽微な工事等」という。）に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事等にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事等に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。

なお、軽微な工事と第6-1表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は現場確認を要するものであること。

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

- (3) 軽微な工事等に係る事項については、立入検査等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

3 運用上の留意事項

1及び2により運用するにあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事等については、次によること。

ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図るものであること。また、第6-3表に掲げる工事については、甲種消防設備士又は甲種消防設備士以外の者（以下「甲種消防設備士等」という。）により適切な工事が行われていることを前提に消防検査の簡素化を図るものである。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事等の範囲については、第6-2表及び第6-3表に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士等に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

ウ 一の消防用設備等について、軽微な工事を反復して行う場合にあつては、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を要しないことができるものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、短期間に反復して行われる場合にあつては、その理由、工事工程等を確認しておくこと。

エ 異なる区分（増設・移設・取替え）の工事を同時に行う場合、いずれの工事内容も軽微な工事に該当するときは、着工届を要しないことができること。

（例）自動火災報知設備の感知器6個の増設（軽微な工事に該当）と感知器5個の移設（軽微な工事に該当）を同時に行う場合

オ 同一の消防用設備等について、異なる区分の工事を同時に行う場合、いずれかの工事内容が軽微な工事に該当しないときは、当該消防用設備等について着工届は省略できないこと。

（例）自動火災報知設備の感知器10個の移設（軽微な工事に該当）と受信機の改造（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合

カ 2以上の消防用設備等について、工事を同時に行う場合、いずれかの消防用設備等が軽微な工事に該当しないときは、当該消防用設備等についてのみ着工届が必要となること。

なお、この場合、軽微な工事に該当する消防用設備等についても検査を実施するものとする。

（例）屋内消火栓箱2基の取替え（軽微な工事に該当）と自動火災報知設備の感知器15個の増設（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合

キ 軽微な工事に該当し、着工届の提出を要しないものであっても任意に提出された場合には受理すること。

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

- ク 軽微な工事等に係る消防検査については、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図面等の確認により行うこととするが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあっては、現場確認を行うこと。
- ケ 軽微な工事等に係る消防検査について、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図面等の確認により行った場合にあっては、消防用設備等が当該技術上の基準に適合していると認められるときは、規則第31条の3第4項に基づき消防用設備等検査済証を交付することができること。
- コ 令第36条の2の規定による工事又は整備の判断については次によること。
- (ア) 消防用設備等の新設、増設、移設、取替え又改造は、原則として「工事」に該当する。
- (イ) 消防用設備等の補修は、原則として「整備」に該当する。
- (ウ) 消防用設備等の本質的な機能又は構造に直接影響を及ぼさない程度の軽微な整備で、次のようなものは「整備」に該当しない。
- a 表示灯の交換
 - b 屋内消火栓（補助散水栓及び屋外消火栓含む。）のホース及びノズル又は各設備等のヒューズ類、ネジ等の交換
 - c 消火栓箱、ホース格納箱の補修
 - d その他これらに類するもの
- (エ) その他（例）
- a 定温式スポット型感知器（1種）を定温式スポット型感知器（特種）に交換する場合は、「整備」に該当する。
 - b 差動分布型感知器（空気管式）を差動スポット型又は定温スポット型感知器にする場合は、「工事」に該当する。
 - c 誘導灯の表示板の交換は「整備」に該当する。
 - d 各設備のスイッチ類及び一部の基盤の交換は「整備」に該当し、基盤すべての交換は「工事」に該当する。
 - e 各設備の補修及び機能調整、部品の交換並びに消火薬剤の詰替えについては「整備」に該当する。
- (3) 防火対象物の用途、構造、消防用設備等又は特殊消防用設備等を変更しようとする場合の届出及び検査についても、本運用のとおり取り扱って差し支えないものとする。ただし、消防用設備等に係る軽微な工事等以外の防火に関する規定について変更が生じる場合には現場確認を省略しないこととする。

第6-1表 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事等の区分

<p>1 新設 防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。</p>	<p>工事に該当</p>
<p>2 増設 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。</p>	
<p>3 移設 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。</p>	
<p>4 取替え 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。</p>	
<p>5 改造 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。</p>	
<p>6 補修 防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。</p>	<p>整備に該当</p>
<p>7 撤去 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。</p>	

第6-2表 軽微な工事の範囲（令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	① 消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	① 消火栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品※1
スプリンクラー設備 （特定施設水道連結型スプリンクラー設備を含む。） 共同住宅用 スプリンクラー設備	① ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	① ヘッド → 5個以下で、防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品※1、※2
水噴霧消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以下 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において2個以下 ② 手動起動装置 → 同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品※1

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
泡消火設備 特定駐車場用泡消火設備	① ヘッド(感知用ヘッド含む) → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以下 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド(感知用ヘッド含む) → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品※1
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	① ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管サイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内又は屋外に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類の	① ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ② ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 → 同一室内又は屋外に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
	もの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限り。		
自動火災報知設備 特定小規模施設用自動火災報知設備 複合型居住施設用自動火災報知設備	① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ② 発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限り。	① 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限り。 ② 発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限り。	① 感知器※3 → 10個以下 ② 受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③ 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	① 検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限り。	① 検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限り。	受信機を除く構成部品
消防機関へ通報する火災報知設備	① 遠隔起動装置	① 遠隔起動装置	① 遠隔起動装置 ② 音声蓄積情報※4
避難器具 (金属製避難はしご(固定式のものに限る。)) (救助袋) (緩降機)	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階に限り。 → 設置時と同じ施工方法に限り。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限り。
パッケージ型消火設備	該当なし	① 本体 → 同一警戒区内に限り。	すべての構成部品
パッケージ型自動消火設備	該当なし	該当なし	① ヘッド → 5個以下 ② 感知器 → 10個以下

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
共同住宅用 自動火災報知設備	① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ② スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下 → 増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。	① 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ② スピーカー → 5個以下で報知区域の変更がないものに限る。	① 感知器※3 → 10個以下 ② スピーカー → 5個以下 ③ 戸外表示器(中継器) → 5個以下で警戒区域の変更がないものに限る。 ④ 共同住宅用受信機 → 5個以下で警戒区域に変更がない場合に限る。
住戸用 自動火災報知設備	① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 感知器※3 → 10個以下 ② 受信機 → 警戒区域に変更がない場合に限る。

※1 「加圧送水装置」とはポンプ及び電動機をいうものであり、付属装置等は含まないものであること。

※2 共同住宅用スプリンクラー設備の自動警報装置(発信部を除く。)については、共同住宅用自動火災報知設備を準用する。

※3 感知器回路の配線のみを取り替える場合を含む。

なお、感知器回路の配線を、その他の配線から耐火耐熱保護配線に取り替える場合は、「改造」に該当する。

※4 通報内容の確認を要する。

第6-3表 軽微な工事の範囲（第6-2表に掲げる消防用設備等以外の消防用設備等）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
消火器	本体 → 5本以下	本体 → 5本以下	本体 → ※5本以下
動力消防ポンプ	該当なし	該当なし	ホース、ノズル、吸管
漏電火災警報器	該当なし	① 変流器 → 同一警戒電路内のもの	すべての構成部品 → 既設と同種類のもの
非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）	音響装置、起動装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域に限る。	音響装置、起動装置、表示灯 → 同一警戒区域に限る。	音響装置、起動装置、表示灯
非常警報設備（放送設備）	スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下	スピーカー → 5個以下で、報知区域、鳴動方法の変更がない場合に限る。	スピーカー → 5個以下
避難器具 （固定式以外の金属製避難はしご、すべり台、避難橋、避難用タラップ、すべり棒、避難ロープ）	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯 誘導標識	本体 → 5個以下で、他の避難経路に影響を及ぼさず、かつ、避難口の施錠状況が確認できるものに限る。	本体 → 5個以下で、他の避難経路に影響を及ぼさず、かつ、避難口の施錠状況が確認できるものに限る。	本体 → 5個以下で、他の避難経路に影響を及ぼさず、かつ、避難口の施錠状況が確認できるものに限る（フラッシュ、音声警報機能付きのものを、付いていないものに取り替える場合を含む。）。
消防用水	該当なし	該当なし	採水口、配管、標識 → 設置時と同じ施

第5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
			工方法に限る。
排煙設備 加圧防排煙設備	該当なし	該当なし	排煙機、給気機を除く構成部品
連結散水設備	該当なし	該当なし	送水口、配管、標識 → 設置時と同じ施工方法に限る (ネジ式からマチノ式に変更する場合を含む。)
連結送水管 共同住宅用連結送水管	該当なし	該当なし	送水口、放水口、配管、標識 → 設置時と同じ施工方法に限る (送水口をネジ式からマチノ式に変更する場合を含む。)
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	該当なし	該当なし	保護箱、表示灯、配線 → 設置時と同じ施工方法に限る。
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品 → 設置時と同じ施工方法に限る。
共同住宅用非常警報設備	該当なし	該当なし	音響装置、起動装置、表示灯

※ 消防用設備等点検において取り替えた場合は、本数に限らず設置届を省略することができる。